
4章 文化振興の展望

文化は人の営みに広く、深く関わっています。豊かな地域文化には、それを担い、受け継ぐ地域社会が欠かせません。ところが、現代社会では、都市化の進展、マスメディアやITの発達、居住・就労・就学等における人口の流動、核家族化の進行等から、地域社会は大きく変容しました。このような急激な変化により、多くのまちで地域文化の存在基盤が揺らぎ、人々の暮らしに根ざし個性に満ちた地域文化は徐々に弱まってきています。そして、一見すると、どこのまちも、同じように見え、情報発信力に乏しく、首都圏や大都市からの情報を一方的に受ける存在になってしまいました。

このような状況に危機感を抱き、「住民がいつまでも住み続けていたいと願い、そこに住んでいることが誇りに思える、そのような人間らしい感性の豊かなまちづくり」を目指す文化行政が提唱されるなど、地域づくりには豊かな文化環境の充実が不可欠であるという認識が広がってきています。こうした中、地域文化の振興に真剣に取り組み、暮らしやすく、面白みのあるまちづくりに一定の成果を上げる地域や、文化が備える創造力を地域発展の戦略として活用する地域も見られるようになりました。

「ともに創る きらめく長久手」を実現するためには、広い範囲で文化を育て、継承する仕組みをつくることが大切です。本章では、社会の変化の潮流を受け止めながら、本町の文化活動の特色を踏まえ、まちづくり、生活、産業、交流の4つの視点から、施策の基本的な方向と、それを実現するために考えられる施策例を提示します。また、これらの施策の評価方法を示します。

1 まちづくりと文化

美しく潤いのあるまちづくりは、そこで暮らす人々の生活や心を豊かにし、まちに文化的な雰囲気醸し出します。このような文化の香り高いまちづくりを実現するためには、住民・企業・行政等が協力しながら長期間にわたる努力と工夫が必要です。本町のまちづくりと文化について、「都市環境・景観」「住民・大学・企業等との協働」の2つの基本的な方向を設定し、その施策例と文化の家でできることを提示します。

(1) 都市環境・景観

文化豊かな雰囲気を持つまちづくりには、本町の特色となる計画的に整備された市街化区域と、田園や緑の丘陵地を活かすとともにお互いを調和させた都市環境・景観づくりが必要です。

本町では、「緑の基本計画」で将来の町全体の緑のイメージづくりと、その実現を図るための方針を定め、「景観計画」で町内各地区の特徴にふさわしい景観形成のガイドラインを策定し、「長久手田園バレー構想」により豊かな自然とふれあいながらも都会的で便利な生活環境づくりを推進するなど、長期的かつ町全域を見渡す広い視点から計画的に施策を進めており、文化的で住民が暮らし続けたいと思うようなまちづくりを目指します。

施策例

美しいまちなみの形成

- ・ 景観法に基づく景観計画による建築物等のトータルデザインの推進
- ・ 景観法に基づく景観計画による屋外広告物の規制・ルールづくり
- ・ 古戦場、旧跡、寺社等の歴史的環境を活かしたまちなみの保存・修景
- ・ 農村景観の保全・創出の促進
- ・ 地区計画⁹等による良好な住宅環境の形成
- ・ 緑化の推進
- ・ まちの姿・音等の記録

豊かな自然環境の保全と活用

- ・ 緑のネットワークづくり¹⁰、緑の流れづくり¹¹
- ・ 田園環境の保全活用など一体となった緑の保全
- ・ 山際の緑地帯の保全・育成
- ・ 太陽光・風力発電など新エネルギーの公共施設等への導入推進

⁹ 都市計画法に基づき、地区の実状に合わせて土地の利用や建物の建て方のルールを定めることができる制度

¹⁰ 公園、緑地、多くの歴史的遺産など拠点的な緑を緑道等により連絡する計画

¹¹ 町内東部の丘陵の緑地を保全するとともに、猿投山から尾張丘陵より香流川、公園、社寺林につながる緑の流れをつくる計画

建築物のデザインや芸術性の向上

- ・ 公共建築物とその周辺のデザイン性の配慮、パブリックアートの導入
- ・ 公共施設内の案内板など表示物のデザインへのアートの導入と統一
- ・ 公共施設にサウンドデザイン¹²を導入
- ・ 地域シンボルのライトアップ

文化の家でできること

- ・ 施設内の緑化の推進や落ち着いた雰囲気形成
- ・ 優れたまちなみのビデオ上映会の開催
- ・ 旧跡など歴史的遺産をまちづくりや芸術に活用した先進事例についての講演会

長久手町美しいまちづくり条例

長久手町の環境を活かした魅力あるまちづくりのためには、地域が一体となって良好な環境を守り、育てていくことが大切であるとの認識のもとに、魅力ある景観の保全と創出、良好な住環境の形成、みどりの推進及び環境美化の推進に関する基本的な事項を定め、住民、事業者及び町が協働して取り組むことにより、誰もが住みやすい美しいまちを実現することを目的としています。

主な内容

- | | |
|----------------|--------------|
| ・ 魅力ある景観の保全と創出 | ・ 清掃等の指導又は勧告 |
| ・ 開発協議 | ・ チラシ等の散乱の防止 |
| ・ みどりの推進 | ・ 空き地の適切な管理 |
| ・ 環境美化の推進 | ・ 自転車等の放置の禁止 |
| ・ 空き缶等のポイ捨ての禁止 | ・ 自動車の放置の禁止 |
| ・ 飼い犬等のふん害の防止 | ・ 環境美化重点地区 |
| ・ 落書きの禁止 | |

¹² チャイム、BGM等の音を施設の用途や環境にあわせて計画的につくること

(2) 住民・大学・企業等との協働

ボランティア活動の活発化、自己実現志向の高まりなど、まちづくりについて住民の関心が高まりつつあります。また、大学は研究活動、企業は営利活動だけではなく、地域社会の一員として、社会貢献活動を行うことが大切であるという考え方が定着しつつあります。このように公益的な活動の担い手が多様化してきており、文化振興を図る上で、その連携をとることが効果的です。

本町では、長久手らしい文化的なまちづくりを進める上で、住民、大学、企業、行政等が、主体的に、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力していく「協働」のための意識啓発や機会づくりに取り組みます。

施策例

町民のノウハウの蓄積や関心の向上

- ・ まちづくり講座やシンポジウムの開催
- ・ まちづくりアドバイザー（建築家、学識経験者等）の登録・紹介
- ・ 行政情報の公開と説明窓口の運営
- ・ 公園や緑地等の設計案づくりやワークショップの開催

協働の機会づくり

- ・ 計画策定における住民参加の推進
- ・ 実行委員会や住民団体への委託など事業の協働の推進
- ・ まちづくりセンター、田園バレー交流施設など協働を促進する公共施設の活用

文化の家でできること

- ・ 住民参画企画事業の推進
- ・ アートマネジメント講座、アートボランティア講座の開催
- ・ 芸術を活かしたまちづくり講演会やシンポジウムの開催
- ・ 文化芸術NPOの育成

あいち協働ルールブック

NPOと行政（愛知県）が対等の立場で、協議、合意した事項を取りまとめ、NPOと行政の協働ルールとして「あいち協働ルールブック 2004」を平成 16 年 5 月に発行した。このルールブックは、協働に当たって、愛知県と賛同するNPOが最大限の遵守に努めることとしている。8月に知事と賛同するNPO団体とで合同署名式を実施し、署名団体は平成 18 年 10 月末現在 657 団体にのぼる。

協働の意義

- ・ 自立型地域社会の構築
- ・ 県民の社会貢献や自己表現・自己実現の意欲を活かす場の拡大
- ・ 新しい社会ニーズの発掘と課題解決
- ・ 公共サービスの質の向上
- ・ 公共サービスの担い手の多様化

協働の原則

（行政とNPO共通の姿勢）

- ・ 目的・目標の共有
- ・ 相互理解
- ・ 対等の関係
- ・ 透明性の確保
- ・ 評価の実施

（行政の姿勢）

- ・ 組織横断的な連絡調整
- ・ NPOに対する適切な理解と配慮

（NPOの姿勢）

- ・ 守秘義務
- ・ 公の資金を使う自覚と責任

2 生活と文化

豊かな地域文化を育む基礎は生活そのものの中にあるとともに、文化は生活を豊かにする上で欠かせないものです。年齢や生活のスタイルにより文化への関心や関わり方はさまざまです。このため、町民のライフスタイルや関心の度合い等を踏まえつつ、それを取り巻く一つひとつの文化の質を高め、継承することが大切です。本町では、「子ども」「暮らし」「健康・福祉」「伝統」の視点から町民の生活に根ざした文化の継承と充実を支援します。

(1) 子どもと文化

近年、子どもを取り巻く環境は、核家族化等の家族形態の変化、コミュニティの希薄化、高度情報化、都市化等が進み、子どもはテレビや書籍等を通じて間接的な体験が増加する一方、直接、ふれる、観る、聴くなどの機会が少なくなってきました。子どもの健やかな成長や、子どもの明るい笑顔など「子どもの輝く姿」をみることは、子育てをする保護者の願いであるとともに、町全体、社会全体の願いでもあります。子どもは将来の地域文化の担い手であり、感受性豊かな子どもの時の体験や経験はとても貴重です。また、文化活動は子どもにとって、主体性、感受性、創造性、協調性等を育み、個性や社会性の成長を促すかけがえのないものです。

本町では、次世代育成支援行動計画に基づき、地域・家庭、学校、行政等が協力して、子どもの健やかな成長を支援する環境づくりを図ります。

施策例

地域・家庭における活動の支援

- ・ P T A、保護者会等の活動支援
- ・ 子ども会活動の支援
- ・ 文化協会、地域婦人会、児童合唱団等の社会教育団体の支援
- ・ 青少年問題協議会の支援

学校教育の充実

- ・ 音楽、図画工作・美術における表現、鑑賞教育
- ・ 学校鑑賞会、合唱大会、文化祭など文化行事の実施
- ・ (仮称)文化スポーツクラブ事業の推進
- ・ 子どもが直接芸術家に会う機会の充実

各公共施設での子どもを対象とした事業の展開

- ・ 児童館等で工作、映画会、読み聞かせ、人形劇公演等の開催
- ・ 公民館等で親子参加教室、子育て教室等の開催
- ・ 図書館で展示会、映画会、お話会、絵本講座等の開催
- ・ 平成子ども塾で工作など環境関連講座の開催
- ・ 子どもセンターニュースの発行
- ・ 子どもわくわくひろばの開催

文化の家でできること

- ・ アートスクールなど子ども向け講座の開催
- ・ アートデリバリーなど学校・児童館等へのアーティスト訪問
- ・ 習字、絵画、工作など子ども作品の展示
- ・ 部活動の生徒等を対象とした演奏クリニック
- ・ 町内の子どもによる合同演奏会の開催
- ・ 親子向けの演劇・音楽公演
- ・ 職場体験、社会見学の受け入れ

おおた芸術学校（群馬県太田市）

文化の薫るまちづくりを目指して、文化的活動を推進するため「おおた芸術学校」を運営。将来この街の文化を担って行く子どもたちが、リトミック¹³・オーケストラ・合唱・演劇とさまざまな分野で、専門家から高水準の教育を受けることができる環境づくりを推進している。

子ども向けとしては、誰もが参加できる本科と、作品創造を目指す附属団体があり、この他に一般向けの講座も開かれている。

	分野	対象
本科	リトミック、オーケストラ、合唱、演劇	市在住の子どもが誰でも入れる
附属団体	合唱団、オーケストラ、劇団	オーディション制

(2) 暮らしと文化

自由時間の増加や所得水準が向上するとともに、少子高齢社会の進行、高度情報化の進展と知識情報社会への移行、グローバル化の進展、産業・就業構造の変化など社会の変化を受け、町民のライフスタイルや価値観は一層多様化するとともに、必要と思ったときに自分にあった方法で学習をしたいという要望が高まってきています。文化という言葉は、学術的な文化から、食文化、ファッション、インテリアや住環境、ゲーム・マンガなど娯楽的な文化まで、非常に広範に渡って利用されています。そして、文化は衣食住をはじめ暮らしに深い結びつきがあり、生活に潤いをもたらしたり、自分を表現して発表するなど自己実現を図ることができたり、変化に対応するための新たな見方・考え方等のヒントとなります。

本町では、生涯学習基本構想・基本計画の基本理念「世代共生・地域共創」の実現を

¹³ 音楽で遊びながら子どもたちの身体的・感覚的・知的能力を引き出そうとすることが特徴の音楽教育の方法

目指し、幅広い部署が連携して、その環境づくりを図ります。

施策例

学ぶ機会の提供

- ・ 食生活・料理、暮らし、工芸、語学など広範な文化に関する生涯学習講座の企画
- ・ 生涯学習講座ガイド、ホームページ等による講座情報の提供
- ・ 近隣大学の公開講座の紹介

住民団体・指導者の育成

- ・ 文化協会など住民文化団体の情報発信の支援
- ・ 文化協会、地域婦人会など社会教育団体等の育成
- ・ 文化分野の社会教育指導者の養成

発表の機会の提供

- ・ 古戦場桜まつり、色金山茶会、町民まつりなど発表の機会づくり
- ・ 公民館など各種公共施設の貸出

文化の家でできること

- ・ アートスクールや一日体験等で、幅広い文化分野の講座の開催
- ・ 実行委員会形式による文化サークルの発表機会の提供
- ・ 食文化室、生活工房、美術室など活動の特徴に即した質の高い空間の提供

(3) 健康・福祉と文化

歌を歌う、絵画に親しむ、映画を観るなどの文化活動は、楽しみや潤いを与えるとともに、生活に彩りを持たせるなど、心身の健康増進や維持に役立っています。全国的に、高齢者の健康増進や生活の質の確保、障害者の地域生活の充実等が課題となっていますが、文化活動は高齢者や障害者の社会参加の手だてとなり、生き甲斐にもなるものです。近年、ストレス解消法として音楽への関心が高まるなどヒーリング(癒し)への芸術の効用が注目され始めています。さらに、芸術の持つ、創造性、非言語性を利用しての音楽、絵画等による芸術療法の研究が進んでいます。

本町では「長久手町第4次高齢者保健福祉計画」「長久手町第2次障害者基本計画」を踏まえながら、年齢や障害の有無にかかわらず文化活動をしやすい環境づくりに取り組むとともに文化を健康づくりや福祉施策に活用します。

施策例

年齢や障害の有無にかかわらず文化活動をしやすい環境づくり

- ・ 公共施設のバリアフリー点検と対応策の推進
- ・ ユニバーサルデザイン¹⁴のまちづくりの推進
- ・ 公演・イベントにおける補聴器・字幕・手話等の活用

¹⁴ 最初からバリア(障壁)がなく、すべての人が利用しやすい製品や環境のデザイン

- ・ 大活字本、字幕入り映像作品等の購入
- ・ 町内の民間文化施設への高齢者の優待

健康づくり・福祉への文化の活用

- ・ 福祉の家等で高齢者等を対象とした講座・イベントの開催
- ・ 福祉施設への文化団体等の訪問
- ・ 福祉映画の上映など学習・啓蒙イベントの実施
- ・ 高齢者や障害者の文化活動の支援
- ・ 芸術療法や芸術のリフレッシュ機能の研究と活用

文化の家でできること

- ・ 多機能トイレ、身障者対応駐車場等の提供
- ・ バリアフリー等の視点から施設・機材等の点検とハード・ソフト両面からの対応
- ・ ユニバーサルデザインを考慮した機材等の購入・導入
- ・ エイブルアート¹⁵など障害者アートの支援
- ・ マタニティコンサート¹⁶等の実施

音楽療法

音楽療法とは、音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを利用して、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上、行動の変化等に向けて、音楽を意図的・計画的に使用すること¹⁷

奈良市社会福祉協議会の事業

- ・ 音楽療法士と音楽療法ボランティアの研究・育成・認定
- ・ 子ども・高齢者・障害者等を対象とした療法の実施
- ・ 生きがい対策事業での活用
- ・ 地域における世代間交流並びに障害を超えた交流づくり

¹⁵ 障害のある人たちのアートを「可能性の芸術」としてとらえ、生命力を失いつつある現代社会に生きる人たちが、アートを通して人間性を回復(かいふく)させ、さらに芸術と社会の新しいコミュニティを築いていく市民芸術運動(エイブル・アート・ジャパンの定義参照)

¹⁶ 妊産婦とその胎児を対象としたコンサート

¹⁷ 日本音楽療法学会の定義を参照

(4) 伝統と文化

本町には、古戦場をはじめとする有形の文化財はもとより、オマント・警固祭り・棒の手等の祭事、芸能、日々の暮らしの中に受け継がれてきた生活の知恵・遊びなど、さまざまな伝統文化が息づき継承されてきました。近年、急激に都市化が進展し、コミュニティのかたちが大きく変貌するとともに、人々の意識も変わり、伝統文化を継承する基盤が大きく変容しつつあります。

本町では、後世のために有形無形の伝統文化の保全や継承活動を支援するとともに、その現代的な意義を見出し、伝統文化が町民一人ひとりの生活に溶け込み、豊かな暮らしが実現できるよう努めます。

施策例

伝統文化の保存・継承

- ・ 古戦場、彫像など有形文化財の整備保存
- ・ オマント・警固祭り、棒の手、打囃子(うちばやし)太鼓¹⁸など文化財保存団体の支援
- ・ 盆踊りや左義長¹⁹など地域行事の活動支援
- ・ まちの民話、言いつたえ、方言、童謡の保存と継承
- ・ お年寄りから生活の知恵や昔の遊びを教わる教室の開催
- ・ 関係冊子類の発刊
- ・ ながくてデジタル資料室など、映像や音声による記録・保存・公開

文化財や施設の活用

- ・ 古戦場桜まつりの開催など文化財の活用
- ・ 郷土資料室の展示事業等の充実
- ・ 色金山歴史公園の活用

文化の家でできること

- ・ 伝統芸能フェスティバルの開催
- ・ 伝統芸能の一日体験講座の開催
- ・ おこしもの²⁰など町の郷土料理教室の開催

¹⁸ 一般に祭ばやしと言われ、大太鼓、小太鼓、笛を用いる。

¹⁹ 1月15日に実施する火祭りで、竹を立て、門松、しめ縄、古いお札を燃やす。火に書き初めを入れ、それが高く舞い上がると字が上達すると言われている。

²⁰ うるちの米の粉を練り上げ木型に入れて蒸したお菓子

3 産業と文化

現代では、モノやサービスに対して、美しさ、創造性、良好なイメージといった文化的な視点が不可欠になり、産業と文化の結びつきは密接になってきています。また、文化に関連する産業が地域に立地すると、地域の芸術家や住民の文化活動を高め、文化に興味のある住民に職場を提供するなど、地域の文化環境が高まります。

本町では、「文化産業の育成」と「創造的な環境の創出」の2つの視点を持ち、産業・経済に関する地域の文化環境の充実を図ります。

(1) 文化産業の育成

文化関連産業は今後の発展が期待される産業分野の1つです。町内には、愛知県立芸術大学、愛知県立大学をはじめ高等教育機関が立地し、デザインや情報技術関係の人材・研究機関の集積を有し、文化関連産業が進出したり、起業したりしやすい環境にあります。

文化活動はさまざまな産業と関わりを持っています。例えば、大規模な舞台芸術作品を上演するためには、芸術家、舞台技術、舞台・衣装制作、印刷など多くの専門家が必要になります。また、大勢の来客により、宿泊施設、旅行代理店、交通機関、飲食店、土産物店、ガソリンスタンドなど、地域の産業にも幅広く経済効果が波及していきます。

本町では、地域の人材や事業者が活躍する機会づくりに努め、そのノウハウや効果を地域に蓄積する仕組みを大切にし、名古屋市や周辺市町の市場規模の大きさを視野に入れながら、文化産業の育成を図ります。

芸術家の活動は一定の評価を得るまで時間を要します。また、評価を獲得した後も、質の高い創造活動が経済的な基盤の形成に結びつかないことも少なくないという課題があります。

本町では、芸術家の経済的自立を支援するさまざまな仕組みを考え、地域に根ざした芸術家の活動を盛り立てていきます。

施策例

文化関連産業の育成

- ・ 起業相談と支援機関の紹介
- ・ 文化関連産業の誘致
- ・ メディアアート産業の育成

産業・経済の観点を持った若手芸術家・クリエイター等の育成

- ・ 事業者をホームページや情報紙等で紹介
- ・ 作品の発表・販売の機会の提供や情報発信の支援
- ・ 芸術産業インキュベータ²¹機能の充実
- ・ 芸術家の定住促進

²¹ 起業化を支援するための仕組み

文化の家でできること

- ・ 印刷物制作等に若手デザイナー・イラストレーター等の起用
- ・ 講座・公演・運営等に地域の若手芸術家・クリエイター等の起用
- ・ 創造スタッフとして新進芸術家等を雇用
- ・ 芸術作品の正当な評価と芸術家への適正な対価の支払い

(2) 創造的な環境の創出

21世紀のまちづくりにおいては、そこで暮らす人が自ら、行動・活動していくことが、重要になってきています。それは、まちの中に創造的な環境を創出して、新たなアイデア・活動・情報を生み出していくことで、経済活動において新たな付加価値を創出したり、生活環境をそこで暮らす人々が使いやすいように改善したり、これらをきっかけに人・モノ・資金・情報が集まってくるなど、総合的にまちの力を高めていくことにつながっていきます。

本町では、学識経験者・研究者・専門家・芸術家等による知の交流を促進するとともに、ITを活用して情報発信や情報交換の支援を行い、情報流通の促進を図り、それらを町政に活用します。

施策例

知の交流・活用

- ・ 学会・シンポジウムの開催支援など、知の交流の推進
- ・ 学識経験者の委員会・研究会等への起用など、近隣大学との連携推進
- ・ まちづくりセンターなど、住民が気軽に交流できる場づくり

ITを活用した情報の流通促進

- ・ 町政の情報公開の推進
- ・ まちの文化資源の記録と発信
- ・ IT技術を活用した情報提供と情報交換の促進

文化の家でできること

- ・ さまざまな分野の芸術や、新しい分野の芸術の紹介
- ・ 芸術家や専門家と対話や交流をする講座やイベントの開催
- ・ 芸術家のたまり場となりやすい環境づくり
- ・ 新たな作品の創造支援

創造都市に向けた金沢における取り組み

世界から創造的な人々が金沢に集い、都市文化、都市政策について論じ、語り合い、交流し、21世紀の世界の都市問題解決に寄与する提言を発表する、世界の都市に向けた、開かれた継続的な場として、地元経済団体と連携して「金沢創造都市会議」「金沢学会」を毎年交互に平成13年度から開催。

- ・金沢創造都市会議

金沢を取り巻く都市問題の創造的かつ実践的な解決手法を提案する公開シンポジウム。各回のテーマは、第1回「記憶に学ぶ」、第2回「都心居住と創造都市」、第3回「都市遺産の価値創造」。

- ・金沢学会

金沢創造都市会議で取り上げたテーマを、さらに掘り下げ、ワークショップや調査結果に基づく、実践課題を議論する非公開の会議。第1回「美しい金沢」、第2回「都市の風格」、第3回「都市の引力」がテーマ。

4 交流と文化

交流は、いろいろな考え方や行動様式を持つ人や同じ関心を持つ人たちが集まって、語ったり、演じたり、体験することにより、お互いの考え方や行動について理解を深め連帯感を形成してきました。また、異なる文化が刺激となって、自分たちの活動について新たな発見の契機を与え、それが地域や歴史の発展の原動力となってきました。

本町では「観光交流」「国際交流・多文化共生」の視点から、文化を通じた交流の拡大と質の向上に取り組めます。

(1) 観光交流と文化

観光の語源を辿ると、光²²は地域の優れたものや特色のことを指しており、まちの文化は自然環境や観光施設等と並んで重要な魅力となります。つまり、観光とは、本町の良さや特長を磨き、町内外の人に提示して、それを多くの人が見ることで、「地域の光」を大切にしていくことです。観光は、町民が自ら住む地域の良さを理解し、町外の人からのイメージが向上し、交流を生み出したり、地域に経済的な好影響をもたらすなど、さまざまな効果があります。

このため、本町では観光と交流を一体的に考え、既存の観光分野に加え、生活環境の向上や文化振興等を視野に入れた広い意義に注目しています。本町では観光交流基本計画に基づいて、町民が、快適に楽しく暮らし、自ら住む地域に誇りを持って、「あったかいふれあいのある居心地のいいまち長久手“住んでみて！訪れてみて！いいまちながくて”」にしていくことを基本目標とし、戦略として「ながくて タウンブランドの創造」を掲げて取り組めます。

施策例

ながくての体験学習プロジェクト

- ・ まち歩きイベントの推進
- ・ 町民の文化活動の発表の場の充実
- ・ 伝統文化・歴史の学習機会の充実

ながくての魅力発信プロジェクト

- ・ 長久手の魅力の町外へのPR
- ・ 芸術イベントの全町的な展開
- ・ 観光施設、交通機関、団体等と連携した観光交流事業の開発・実施

メイド・イン・ながくてプロジェクト

- ・ 新たなサービス産業の育成
- ・ 新たな食・特産品・土産物・グッズの開発支援
- ・ 地域交流の推進
- ・ 南木曾町（長野県）をはじめとする市町村との文化交流の推進

²² 易経「観国之光 利用賓于王」（国の光を観るは、もって王の賓たるによるし）

文化の家でできること

- ・ 伝統芸能を体験できる講座・イベントの開催
- ・ 住民の文化活動の発表機会の充実
- ・ オペラ声楽コンクール、地域演劇祭等の多様な手法を用いた情報発信
- ・ ガレリアコンサートや長久手の里アートフェスティバルなど気軽に芸術に親しめる事業での観光交流推進会議等との連携
- ・ 一定期間滞在するレジデント・アーティストによる芸術創造

(2) 国際交流・多文化共生と文化

グローバル化が進む現代、国境を越えて芸術家・芸術作品・文化資源の情報等が頻繁に行き交い、海外の人々やできごとは、ますます身近なものとなっています。また、本町において暮らす在住外国人も増えてきています。このような中で、国際文化交流は、相互理解の推進と、新たな創造の契機として、貴重なものです。

本町では、文化を通じて、国際交流、多文化共生等、さまざまな交流を図り、より暮らしやすく活力のあるまちづくりを図ります。その際、参加者の共感や交流の双方向性を持つように、享受の能力を高める講座や、共同で取り組むワークショップを開催し、交流の質を高めることに留意します。

施策例

国際文化交流の推進

- ・ ワーテルロー市との文化交流の推進
- ・ 国際交流協会等を通じた文化交流の推進
- ・ 日本や長久手の文化を学ぶ講座の開催
- ・ 在住外国人との文化交流機会の提供

文化の家でできること

- ・ ベルギーやワーテルロー市に関する文化講座・公演・展示等の開催
- ・ さまざまな国の文化を紹介する芸術公演の実施
- ・ オペラ声楽コンクール、地域演劇祭を通じた文化交流の推進と情報発信
- ・ 在住外国人が主催する文化交流事業の支援

武豊町民劇団「TAKE TO YOU」

町のミュージカル体験講座、養成講座に参加した町民が町民劇団を設立。平成 16～18 年の間に 4 回のミュージカル作品を上演。メンバーは約 50 名。

わたしたちがめざすもの

わたしたちは、武豊町とその近郊に所在する世代を越えた人々でつくる、ミュージカルを中心とした表現活動をするグループです。武豊町民会館を活動の拠点として、大人も子どもも建設的な意見の交換をし、お互いに学び合い、認め合い、協力することのできる仲間づくりをします。そして練習、準備、公演活動を通して心と技を磨き、たくさんの方が共感し楽しむことのできる、より良い舞台を目指して活動します。それらの活動によって、自ら創造する喜びをまわりの人たちに伝え、ここに住んでよかったと思えるようなまちづくりと、地域の文化水準の向上に、役立ちたいと思います。

町民劇団 HP <http://design-kids.com/taketoyo/about/index.html>より

5 文化振興施策の評価

限られた財源と人員をいかに効率的に配分し、かつ、より質の高い行政サービスを効果的に提供するかがますます重要になってくると同時に、住民に対して、行政の説明責任が従来以上に強く求められています。

施策等の評価（目標を立てて結果を振り返る）は、記録・対話・改善に有効な方法です。例えば、次回に同様の事業等を行う時により効果の高い方法を導入する、労力や費用等を削減した方法に改善する、担当者の施策の目標に対する意識が高まる、その効果を確認し次のステップへ進む契機となる、文化マスタープランを改定する際の基礎資料となる、町民等への説明責任を果たし施策の意義と効果を共有するなどの効果が見込まれます。

現在、町では、すべての部署を対象とした行政評価システムの導入方法を検討しており、評価体制は統一した方式で実施することを目指しています。

特に、文化振興施策については、定性的な評価の占める比率が高く、評価指標の設定が難しいといわれています。このため、町の芸術拠点である文化の家を対象として、現在の文化の家の評価方法や評価体制を活かしながら、評価のあり方を研究します。そして、町の行政評価システムを文化の家で導入する際の評価指標や、町の行政評価システムを補完する仕組みづくりにつなげていきます。

評価方法については、個別事業や運営を毎年評価する「年度評価」、3年に1回程度行う「中期評価」の2つの評価を、下表の通り実施します。

	年度評価	中期評価
実施回数	毎年	3年に1回程度
評価対象	文化の家の運営 個別自主事業 重点施策	文化の家総合計画に基づく、事業、組織・運営、予算の実施状況
評価データ	業務概要(内容、参加者数、収支) 参加者・フレンズ会員アンケート 担当者所感	各年年報、行政評価資料 フレンズ会員・利用者アンケート 町民アンケート(5年に1回程度)
評価者	内部評価:担当職員、担当課、企画委員会 外部評価:運営委員会	内部評価:担当課、企画委員会 外部評価:運営委員会
留意点	町の評価制度に基本的に統合、定性評価を補完する可能性有り	文化の家の事業・運営の方法については3年に1回程度、そのあり方を検討(序章記載)

